

社会福祉法人 無量壽会

老人短期入所施設 清涼苑 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人無量壽会が開設する老人短期入所施設清涼苑（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態又は介護予防が必要な状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のサービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、利用者の心身の状況若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的状況及び精神的負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。

2 事業所は、利用者の心身の特性を踏まえつつ可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うものとする。

3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

4 事業を運営するに当たっては、地域や家族との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 老人短期入所施設 清涼苑
- 2 所在地 仙台市青葉区双葉ヶ丘二丁目9-2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 苑長 1名（常勤・兼務）

苑長は、事業所の職員の管理及び事業に係る業務の管理を一元的に行う。

- 2 事務員 6名（兼務）〔常勤4名・非常勤2名〕
事務員は、必要な事務を行う。
- 3 相談員 2名（1名兼務）〔常勤〕
相談員は、利用者及び介護者の相談及び援助を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。
- 4 医師 2名〔嘱託・非常勤〕
- 5 看護師 1名〔常勤1名〕
看護師は、利用者の健康状態に注意するとともに、健康保持のための医師の指示により適切な措置を行う。
- 6 介護職員 19名（1名兼務）〔常勤18名・非常勤1名〕
介護職員は、生活介護計画に基づき、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術を持って行う。
- 8 栄養士 1名〔常勤・兼務〕
栄養士は、利用者の身体の状況及び嗜好を考慮して、栄養管理及び食事の提供を行う。
- 9 調理員 7名（兼務）〔常勤3名・非常勤4名〕
調理員は、栄養士の作成した献立に基づいて利用者の心身の状況に応じ適時適温に注意した食事の提供を行う。
- 10 機能訓練指導員〔理学療法士〕 1名（非常勤・兼務）
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- 11 業務員 10名（兼務）〔常勤2名・非常勤8名〕
業務員は、施設内外の整備整頓、運転業務を行う。

（指定短期入所生活介護の利用定員）

第5条 事業所の利用定員は、40名とする。

（指定短期入所生活介護の内容）

第6条 短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- 1 苑長は利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、事業の提供の開始前から終了後に至るまでの、利用者が利用するサービスの継続性を念頭に、サービスの提供にあたる他の職員と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成する。
- 2 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者

の心身の状況を踏まえつつ、日常生活に必要な援助を行う。

- 3 それぞれの利用者について、短期入所生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標達成状況の記録を行う。

(指定短期入所生活介護の利用料、その他の費用)

第7条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

1 基準サービス利用料金[1日当たり]

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額と居住費(滞在費)、食費を加えた額が自己負担額となる。(サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なる。)

(介護保険負担割合が1割の場合)

項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	6,972円	7,664円	8,367円	9,059円	9,730円
2. 介護保険からの給付	6,274円	6,897円	7,530円	8,153円	8,757円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	698円	767円	837円	906円	973円
4. 食費	1,380円(朝食380円・昼食550円・夕食450円)				
5. 居住費	840円				
6. 自己負担額合計(3+4+5)	2,918円	2,987円	3,057円	3,126円	3,193円

(介護保険負担割合が2割の場合)

項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. サービス利用料金	6,972円	7,664円	8,367円	9,059円	9,730円
2. 介護保険からの給付	5,577円	6,131円	6,693円	7,247円	7,784円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,395円	1,533円	1,674円	1,812円	1,946円
4. 食費	1,380円(朝食380円・昼食550円・夕食450円)				
5. 居住費	840円				
6. 自己負担額合計(3+4+5)	3,615円	3,753円	3,894円	4,032円	4,166円

※上記の介護度別料金表（自己負担）には、基本サービス費の他、看護体制加算（Ⅰ）・夜勤職員配置加算・サービス提供体制加算（Ⅰ）が含まれている。

※食費 1日1,380円 朝食 380円 昼食 550円 夕食 450円

※食費については、上記の各食の金額で、利用実績で計算して徴収する。

※送迎を行う場合には、自己負担として片道190円（介護保険1割負担の場合）、または380円（介護保険2割負担の場合）徴収する。

※別途、利用総単位数に8.3%を乗じた額が加算される（介護職員処遇改善加算Ⅰ）

介護予防短期入所料金

（介護保険1割負担の場合）

項目	要支援1	要支援2
1. サービス利用料金	4,937円	6,105円
2. 介護保険からの給付	4,443円	5,494円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	494円	611円
4. 食費	1,380円（朝食380円・昼食550円・夕食450円）	
5. 居住費	840円	
6. 自己負担額合計（3+4+5）	2,714円	2,831円

（介護保険2割負担の場合）

項目	要支援1	要支援2
1. サービス利用料金	4,937円	6,105円
2. 介護保険からの給付	3,949円	4,884円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	988円	1,221円
4. 食費	1,380円（朝食380円・昼食550円・夕食450円）	
5. 居住費	840円	
6. 自己負担額合計（3+4+5）	3,208円	3,441円

※上記の介護度別料金表（自己負担）には、基本サービス費の他、看護体制加算（Ⅰ）・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）が含まれている。

※食費 1日1,380円 朝食 380円 昼食 550円 夕食 450円

※食費については、上記の各食の金額で、利用実績で計算して徴収する。

※送迎を行う場合には、自己負担として片道190円（介護保険1割負担の場合）、または380円

円（介護保険 2 割負担の場合）徴収する。

※別途、利用総単位数に 8.3% を乗じた額が加算される（介護職員処遇改善加算 I）

「特定入所者介護サービス費」制度

※ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定証を受けている場合には、下記の表に記載している額とする。

※ 負担限度額認定証は、利用の際に提示するものとする。

利用者負担段階	食 費	居 住 費
第 1 段階	300 円	0 円
第 2 段階	390 円	370 円
第 3 段階	650 円	370 円
第 4 段階	1,380 円	840 円

2 通常の事業の実施区域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用。

3 通常の指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅介護支援サービス費用基準額を超える費用。

4 食 費

朝食 380 円 昼食 550 円 夕食 450 円

5 居住費（滞在費）

1 日 840 円

6 その他事業の提供にあたって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用については、別紙「介護保険の給付対象とならないサービス料金表」のとおりとする。

前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し説明を行い、同意を得る。

（通常の事業の実施地域）

第 8 条 通常の事業の実施地域は、仙台市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 9 条 利用者がサービスの提供を受ける場合は、次の事項を守らなければならない。

- 1 身体及び身の回りの清潔、健康の保持に務める。
- 2 居室及び共用施設、設備、器具等は本来の用途に従って大切に使用する。
- 3 火災予防に努める。
- 4 外出等は苑長の承認を得る。

- 5 他の利用者、職員に対する迷惑行為を行ってはならない。
- 6 利用者は、施設内において、政治・宗教活動は行わない。

(緊急時等における対応方法)

第10条 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医や協力医療機関及び家族に連絡するとともに、管理者に報告し必要な措置を行う。

(非常災害)

第11条 非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者及び家族等に関する情報を第三者に洩さない。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者及び家族等の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(苦情の受付)

第13条 苦情の受付について

1 当施設における苦情の受け付け

当施設における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付ける。

○苦情受付窓口 : 清水 陽子 (係長兼相談員)
佐藤 梨絵 (相談員兼介護員)
TEL 022-275-4348

○受付時間 : 毎週月曜日から金曜日の9:00から17:00
(ただし、12月29日から1月3日と、祝日は除く。)

○苦情解決責任者 : 苑長 只木 和彦

寄せられた意見や苦情に対し、苑長が責任者となって関係機関と相談しながら、申し出人と誠意を持って話し合い、合意が得られるよう努めます。

なお、法人として、第三者苦情解決委員会を設置している。定期的開催し、委員の皆さんの意見を伺っている。

- ・3名の方を委嘱しています。

北仙台地区民生委員 2名 越後 洋子 佐藤 勝男
社会福祉法人無量壽会監事 1名 犬飼 泰治

いただいた苦情については、問題点を把握し、対応策を検討して必要な改善を行う。

また、苦情ボックス（ご意見箱）を1階食堂前ロビーおよび2階食堂内に設置している。

2 行政機関その他苦情受付機関

青葉区保健福祉センター 障害高齢課 介護保険係	所在地	仙台市青葉区上杉一丁目5-1
	電話番号	022-225-7211 (内線6746~6750)
宮城県国民健康保険 団体連合会	所在地	仙台市青葉区上杉一丁目2-3
	電話番号	022-222-7700
宮城県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地	仙台市青葉区本町3丁目7-4
	電話番号	022-225-8476
仙台市介護事業支援課 居宅介護サービス指導係	所在地	仙台市青葉区国分町3-7-1
	電話番号	022-214-8192

※12月29日から1月3日と、祝日は除く。

(協議)

第14条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人無量壽会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成14年12月13日から施行する。

この規程は、平成15年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成16年 8月23日から施行する。

この規定は、平成17年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 7月 1日から施行する。
この規程は、平成21年 5月 1日から施行する。
この規程は、平成23年 5月 1日から施行する。
この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成24年 5月 1日から施行する。
この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
この規程は、平成27年10月 1日から施行する。
この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成28年12月 1日から施行する。
この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。